

平成31年度

保育所利用申込の手引き



身延町役場 子育て支援課 TEL：0556-20-4580（直通）  
身延町切石 117-1（中富すこやかセンター内）

## 目 次

平成31年4月からの入所について	2
1. 保育所を利用するにあたって	3
2. 保育所の利用までの流れ	3
3. 保育を必要とする事由	4
4. 保育時間について（保育の必要量）	5
5. 利用期間について（支給認定の有効期間）	6
6. 利用者負担額（保育料）について	7
7. 申込みに必要な書類について	8
8. 申込にあたっての注意事項	10
<町内保育所一覧>	11
平成31年度 身延町保育所保護者負担額表（案）	12
幼児教育無償化に関する説明資料	14
【記載例】施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請（届出）書(兼入所申込書)	16
【記載例】就労（内定）証明書	18
【記載例】看護（介護）申立書	20
身延町病児・病後児保育のご案内	21

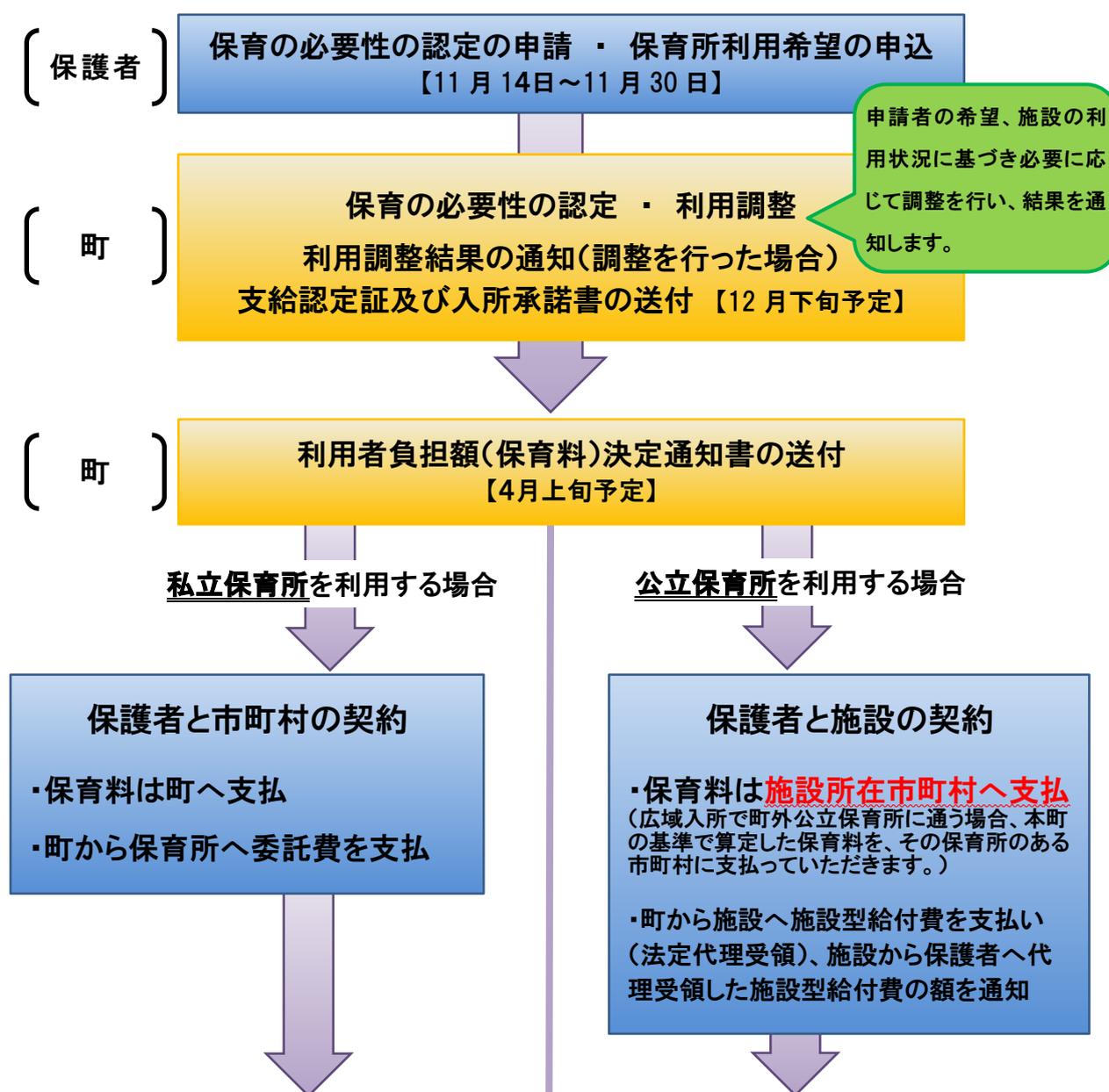
## 平成31年4月からの入所について

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

新制度では、保育所の利用を希望する方は、保育所入所申込みと同時に「保育の必要性についての認定」を受けていただくこととなりました。

町では申請に基づき、お子さんの年齢及び「保育の必要性」により、3つの「認定区分」、「保育必要量」及び「支給認定の有効期間」を認定して支給認定証を交付、また、保育所の入所を決定します。

### ～ 保育所利用の流れ ～



## 保育の利用

### 1. 保育所を利用するにあたって

保育所は、保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子様を保育できないときに、保護者の方に代わって一定時間の保育を行う「お子さんのため」の施設です。

この手引きで説明しているのは、保育所の利用のための手続きです。幼稚園や認定こども園（教育部分）は別の手続きが必要ですのでご注意ください。

### 2. 保育所の利用までの流れ

保育所利用申込受付期間

随時 平日 8:30～16:30

申込書受付場所

子育て支援課（中富すこやかセンター内）、町内各保育所

※ 町外の保育所へ新規に入所（広域入所）を希望される方は、事前に子育て支援課まで御相談ください。

必要性の認定

新制度では、保育所の利用にあたり、保育の必要性の認定を受けていただく必要があります。認定の区分は、お子さんの年齢及び「保育の必要性」によって3つに分かれます。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象者	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、 <u>教育を希望</u> する場合	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、 <u>保育を希望</u> する場合	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、 <u>保育を希望</u> する場合
利用先	幼稚園 認定こども園（教育部分）	保育所 認定こども園（保育部分）	保育所 認定こども園（保育部分） 小規模保育事業
利用時間	4～6時間程度の教育時間 【教育標準時間認定】	2号認定・3号認定のお子さんは、保護者の就労状況等により、保育所等を利用できる時間が異なります。 1日11時間まで利用可能（就労の場合は月120時間以上の就労をしていること）【保育標準時間認定】 1日8時間まで利用可能（就労の場合は月48時間以上120時間未満の就労をしていること）【保育短時間認定】	

※「1号認定」に該当する場合は、町での支給認定後に、幼稚園や認定こども園（教育部分）に直接申込みとなります。（ただし、町内にそれらの施設はありません。）

#### □ 利用の調整

利用希望者数が保育所の受け入れ枠を上回った場合は、優先利用（ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合等）に配慮しながら利用調整を行います。

利用調整を行った場合は、利用調整結果通知書で、調整結果をお知らせします。

#### □ 利用の決定

支給認定の結果については、支給認定証に記載して送付いたします。（**子ども・子育て支援法の規定により、支給認定は申請から30日以内にしなければならないとされており、支給認定証の送付は12月下旬を予定しておりますので、ご承知おきください。**）

また、保育所への入所の諾否についても、保育所入所承諾書又は保育所入所不承諾通知書により、お知らせします。

### 3. 保育を必要とする事由

お子さんの保護者が次の項目のどれかに該当し、保育ができない状態にある場合に限り、保育所を利用することができます。

- 就労している場合（**月48時間以上の就労が必要です**）
- 妊娠中や、出産後間もない場合
- 病気やけが、心身に障害がある場合
- 親族の方を常に介護・看護する必要がある場合
- 地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合
- 求職活動をしている場合
- 就学をしている場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがある場合
- 育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要な場合
- その他、町が認める場合

#### 4. 保育時間について（保育の必要量）

保育所の開所時間（保育所が開いている時間）は基本的に11時間です。利用可能時間は、各保育所の開所時間の範囲内での利用となります。

さらにその中で「保育を必要とする事由」の状況によって、保育時間が「保育標準時間（おおむね11時間）」と「保育短時間（おおむね8時間）」のいずれかに区分され、保育所を利用できる時間や利用者負担額（保育料）が決められます。

保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【120時間以上／月】	保育標準時間	災害復旧	保育標準時間
就労【48～120時間未満／月】	保育短時間	求職活動	保育短時間
妊娠・出産	保育標準時間	就学・職業訓練	就労に準じて判断
病気・障害	保育標準時間	虐待・DV	保育標準時間
病人の看護・介護	就労に準じて判断	育児休業	保育短時間
その他の事由については、状況に応じて判断します。			

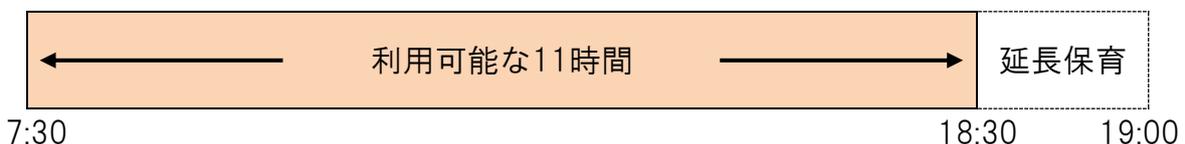
「保育の必要量の区分」は、「必要性の認定区分」と併せて認定されます。

（例：「2号認定－保育標準時間」、「3号認定－保育短時間」）

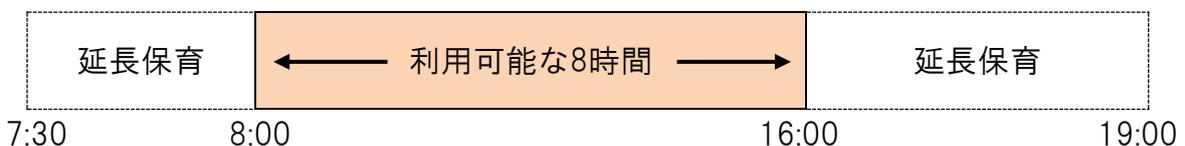
なお、保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできませんが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできませんのでご注意ください。

#### 保育必要量のイメージ

【保育標準時間】 ※ 開所時間が7時30分～18時30分、18時30分～19時が延長保育の施設を想定



【保育短時間】



- この図での開所時間は一般的な例です。実際の時間は保育所により異なります。  
(町内保育所の開所時間は、11ページの<町内保育所一覧>で御確認ください。)
- 利用可能時間は、保育所が通常開所している時間の範囲内となります。

## 5. 利用期間について（支給認定の有効期間）

支給認定にあたっては、「保育が必要な期間」に応じて、有効期間が定められています。就労等による一般的な有効期間は、1・2号認定のお子さんは小学校就学の始期まで、3号認定のお子さんは満3歳に達する日の前日まで（満3歳に達した日からは、2号認定に自動的に移行します。）となります。

認定区分	支給認定の有効期間 (就労、病気・障害、病人の看護・介護、災害復旧、虐待・DV)
1号認定 (3歳以上・教育)	小学校就学の始期まで
2号認定 (3歳以上・保育)	小学校就学の始期まで
3号認定 (3歳未満・保育)	満3歳に達する日の前日まで (3歳の誕生日の前々日まで)

また、次の事由については、各々有効期間が定められていますので、その期間のみ保育所を利用できます。

**これらの事由に該当するお子さんが、期限後も引き続き保育所の利用を希望する場合は、有効期間内に新たな申請が必要となりますのでご注意ください。**

保育の必要な事由	支給認定の有効期間
妊娠・出産	出産日から起算して出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
求職活動	90日を経過する日が属する月の末日までの期間
就学・職業訓練	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間
育児休業	育児休業期間の終了日が属する月の翌月末日までの期間 (在園児が対象で、下の子が生まれた場合引き在園を希望する場合)
その他	他の保育の必要な事由に類する有効期間に応じる期間

※ 保育の必要な事由に該当しなくなった場合には、その時点で支給認定は取消しとなります。

※ これまでの継続入所申込と同様に、支給認定の有効期間が複数年度にわたっている場合でも、毎年現況確認のために届出（支給認定申請と同様の手続き）をしていただきます。

## 6. 利用者負担額（保育料）について

保育所の利用者負担額（保育料）は、世帯の課税状況に応じて決定します。

具体的な保育料については、別紙「平成31年度 身延町保育所利用者負担額表（案）」（12ページ）をご覧ください。

なお、平成31年4月分から8月分の利用者負担額は前年度の市町村民税を基に、9月分から翌年3月分は当該年度の市町村民税を基にそれぞれ保育料を算定いたします。そのため所得の変動等により9月に保育料が変更となる場合があります。

毎年9月が利用者負担額（保育料）の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税（前々年中の所得に基づき課税）を基に保育料を算定						当該年度の市町村民税（前年中の所得に基づき課税）を基に保育料を算定					

### <保育料の算定対象となる方について>

保育料は、児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（「家計の主宰者」に限る※）の市町村民税所得割の合計額で算定されます。

※ 父母以外の「家計の主宰者」とは・・・

- 父母以外で保育所入所児を税法上の扶養親族としている方
- 父母以外で保育所入所児を健康保険等の扶養親族としている方
- その世帯において最多収入、最多納税の方

等を総合的に勘案して「家計の主宰者」を認定し、保育料の算定対象といたします。

### ● 利用者負担額の減額について

平成28年度から子育て世代が安心して暮らせる支援の充実として、町階層区分第2階層から第7階層までに認定された世帯の第2子以降の保育所利用者負担額は無料となります。

なお、第8階層からも就学前児童の兄弟・姉妹が同時に保育所を利用している場合、第2子は半額に、第3子以降は無料になります。その他国、県では多子世帯、ひとり親世帯等で減額をしています。（詳しいことは子育て支援課に照会をしてください。）

また、「新しい経済パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、3歳から5歳までのお子さんの幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料の無償化、0歳から2歳児のお子さんの住民税非課税世帯を対象としての利用料の無償化を、消費税引き上

げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされています。(14ページ・15ページ)をご覧ください。

● 利用者負担額の納付方法について

保育所の利用者負担は原則として口座振替で納めていただきます。

**振替日(納期限)は毎月末(12月及び3月は25日。ただし、それらの日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)となりました。**

新たにお子さんが保育所に入所する方は、「預金口座振替依頼書兼解約・変更届」に必要事項をご記入のうえ、引落しを希望する金融機関に提出してください。(広域入所で、他市町村の公立保育所に入所する場合の保育料は、保育所の所在市町村に納めていただくことになりました。保育所の所在市町村にお問い合わせのうえ、指定の様式で口座振替の手続きをお願いいたします。)

なお、口座振替手続が完了していない方等には、毎月20日頃に納入通知書兼領収証書を郵送しますので、納期限までに金融機関等窓口にて納付をお願いします。

## 7. 申込みに必要な書類について

保育所の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。

家庭の状況や世帯構成によって必要な書類が異なりますので、書類の提出漏れのないようご注意ください。

○ 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請(届出)書(兼入所申込書)

太枠の中を記入漏れのないように記入してください。保育所利用を申し込むお子さんが複数いる場合は、1人につき1枚の提出が必要となります。

○ 「保育を必要とする事由」を証明する書類

保育を必要とする事由に応じて、それぞれの保護者の状況を証明する書類を提出してください。

申込期限までに提出書類が未提出の場合、利用調整において不利になることがあります。

保育を必要とする事由	提出書類	備考
就 労	「就労(内定)証明書」	●自営業又は農業に従事している場合、就労証明書には地区の民生委員の証明が必要です。(民生委員が分からないときは、お問合せください。)
妊娠・出産	母子手帳(写)	●出産予定日が記入されているページと、母親の名前が記載されているページの写しを提出してください。

病気	診断書	●診断書には、「〇〇の疾病のため、家庭保育困難である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。
障害	障害者手帳（写）	
病人の看護等	「看護（介護）申立書」 看護等を必要とする方の診断書又は介護保険被保険者証（写）又は障害者手帳（写）	●診断書には、「看護等が必要である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。 <b>「看護(介護)申立書」は同封しておりません。 必要な方は送付しますので、ご連絡ください。</b>
災害の復旧	り災証明書	
求職活動	「就労状況報告書」	●申込の直前3カ月の状況をご記入ください。 ●すでに求職活動を実施している方で、それを証明する書類（ハロワークード、雇用保険受給者資格証等）が準備できる方は併せて提出してください。
就学	在学証明書又は学生証（写） 就学時間の分かる書類	●在学証明書は、各学校の様式のもので提出してください。 ●カリキュラムやシラバスのような就学時間（時間割）の分かる書類を提出してください。

#### ○ 利用者負担額（保育料）算定必要書類

平成30年1月1日又は平成31年1月1日（算定基準日）時点で本町に住民登録がある方は、申請時に頂いた同意に基づき、課税状況を確認のうえ、利用者負担額を算定いたします。

引っ越しや単身赴任等により、算定基準日に本町に住民登録がなかった方につきましては、利用者負担額算定のために「住民税課税（非課税）証明書」等の資料をご提出いただいておりますが、マイナンバー制度による情報連携の本格運用が開始されましたので、証明書等の提出が不要になります。

なお、祖父母についても、家計の主宰者（「6. 利用者負担額（保育料）について」をご覧ください。）であると認められる場合は、同様となります。

**※ 所得等が未申告で課税状況が確認できない場合は、最高額の保育料に認定いたしますのでご承知おきください。**

## 8. 申込にあたっての注意事項

### ● 保育所の見学について

保育所の利用申込みにあたっては、事前に希望される施設の見学をお勧めします。

保育所によっては指定日を設けて見学会を行ったり、園長先生が直接個別対応したりするなど、施設ごとに対応方法が異なりますので、必ず事前に希望の保育所に連絡してから見学に行ってください。

また、お子さんの健康状態等に心配な点などがある場合は、受入態勢などを事前に相談してください。

※ 施設側も保育所の運営を行いながら対応しておりますので、園の行事等の日程により、ご希望の日時に見学が受けられない場合がありますのでご了承下さい。

### ● 「身延町以外の保育所」を希望される方について

町外の保育所を希望する場合も、本町に利用申込書を提出していただき、自治体間で協議を行います。そのため、通常の利用申込みより時間がかかりますので、余裕をもって申込みをしてください。

なお、町外の公立保育所に通う場合は、本町の基準で算定した利用者負担額を、保育所所在市町村に納入していただくことになります。（町外私立保育所に通う場合は、町内保育所に通っている方と同様に、本町に利用者負担額を納入していただきます。）

### ● 家庭状況の変更に伴う報告について

利用申込み後や利用中に、以下に示すような家庭状況に変更があった場合は、速やかに届け出をお願いします。

- (1) 住所・氏名・電話番号等に変更があった場合
- (2) 出産や育児のため休業をする場合
- (3) その他家庭状況に変更があった場合（結婚、離婚等）
- (4) 利用希望のお子様の保育状況が変更になった場合（祖父母宅で見てもらった等）
- (5) 保護者が就労を辞め、「求職中」となった場合  
※ 転職により就労先が変更になった場合は、改めて就労証明書をご提出ください。
- (6) 身延町外へ転出し、引き続き同じ保育所を利用したい場合は、一度退所していただき、改めて転出先の市区町村でのお申込み手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

### ● 退所について

ご家庭の事情等により保育所を退所する場合は、退所日の半月程度前までに「保育所退所届」を、子育て支援課又は各保育所へ提出してください。

なお、その月の利用者負担額は、日割りで計算した額をお支払いいただきます。

## ＜ 町内保育所一覧 ＞

名 称		住 所	電話番号	利用 定員	開所時間
公 立	原保育所	飯富 110 番地	42-2342	30	(標)7:30～18:30 (短)8:30～16:30
	静川保育所	切石 435 番地 6	42-4431	30	(標)7:30～18:30 (短)8:30～16:30
	常葉保育所	常葉 988 番地	36-0851	30	(標)7:30～18:30 (短)8:30～16:30
	久那土保育所	三澤 79 番地 1	37-0014	30	(標)7:30～18:30 (短)8:30～16:30
私 立	下山立正保育園	下山 2270 番地 1	62-5754	40	(標)7:30～18:30 (短)8:00～16:00
	大野山保育園	大野 839 番地 3	62-2541	90	(標)7:30～18:30 (短)8:00～16:00 (延長)18:30～19:00

※利用定員については変更になる場合もあります。



# 平成31年度 身延町保育所利用者負担額表(案)

単位:円

階層区分		階層区分を決定する基準		3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
国	町			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0	0	0	0
				国水準 0	国水準 0	国水準 0	国水準 0
第2階層	第2階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯	0	0	0	0
			ひとり親等世帯以外の世帯	6,300	6,100	4,200	4,100
				国水準 0	国水準 0	国水準 0	国水準 0
				国水準 9,000	国水準 9,000	国水準 6,000	国水準 6,000
第3階層	第3階層	48,600円未満	ひとり親等世帯	6,300	6,100	4,200	4,100
			ひとり親等世帯以外の世帯	16,600	16,300	13,400	13,100
				国水準 9,000	国水準 9,000	国水準 6,000	国水準 6,000
				国水準 19,500	国水準 19,300	国水準 16,500	国水準 16,300
第4階層	第4階層	48,600円以上	ひとり親等世帯	6,300	6,100	4,200	4,100
			ひとり親等世帯以外の世帯	20,000	19,600	18,000	17,600
				国水準 9,000	国水準 9,000	国水準 6,000	国水準 6,000
				国水準 30,000	国水準 29,600	国水準 27,000	国水準 26,600
第4階層	第5階層	77,101円未満	ひとり親等世帯	21,000	20,600	19,000	18,600
			ひとり親等世帯以外の世帯	25,000	24,500	20,000	19,600
				国水準 30,000	国水準 29,600	国水準 27,000	国水準 26,600
				国水準 44,500	国水準 43,900	国水準 41,500	国水準 40,900
第5階層	第6階層	97,000円以上 133,000円未満	ひとり親等世帯	27,000	26,500	22,000	21,600
			ひとり親等世帯以外の世帯	33,000	32,400	23,000	22,600
				国水準 44,500	国水準 43,900	国水準 41,500	国水準 40,900
				国水準 61,000	国水準 60,100	国水準 58,000	国水準 57,100
第6階層	第7階層	133,000円以上 169,000円未満	ひとり親等世帯	35,000	34,400	25,000	24,500
			ひとり親等世帯以外の世帯	40,000	39,300	30,000	29,400
				国水準 61,000	国水準 60,100	国水準 58,000	国水準 57,100
				国水準 80,000	国水準 78,800	国水準 77,000	国水準 75,800
第7階層	第8階層	169,000円以上 235,000円未満	ひとり親等世帯	45,000	44,200	35,000	34,400
			ひとり親等世帯以外の世帯	45,000	44,200	35,000	34,400
				国水準 104,000	国水準 102,400	国水準 101,000	国水準 99,400
第8階層	第9階層	235,000円以上 301,000円未満	ひとり親等世帯	40,000	39,300	30,000	29,400
			ひとり親等世帯以外の世帯	45,000	44,200	35,000	34,400
				国水準 80,000	国水準 78,800	国水準 77,000	国水準 75,800
第7階層	第10階層	301,000円以上 397,000円未満	ひとり親等世帯	45,000	44,200	35,000	34,400
			ひとり親等世帯以外の世帯	45,000	44,200	35,000	34,400
				国水準 104,000	国水準 102,400	国水準 101,000	国水準 99,400
第8階層	第11階層	397,000円以上	ひとり親等世帯	45,000	44,200	35,000	34,400
			ひとり親等世帯以外の世帯	45,000	44,200	35,000	34,400
				国水準 104,000	国水準 102,400	国水準 101,000	国水準 99,400

◆ 年齢基準日は、入所月にかかわらず年度の初日の前日(3月31日)となります。年度途中で3歳に到達した場合でも、その年度の利用者負担額は「3歳未満児(3号認定)」の額が適用となります。

◆ 階層区分は、保護者(父母又はその児童を扶養している祖父母等の家計の主宰者)の市町村民税を基に決定します。(4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当該年度分の市町村民税から決定)

※ 世帯の状況により、同居している祖父母等の市町村民税も、算定対象に含める場合があります。

◆ 負担額の算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除、配当割控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除及び寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く)は適用されません。

◆ 同じ世帯で2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、障害児通所施設等に入所している場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。(保育所以外の施設を利用している場合は、その施設の在園証明書が必要となります。)

平成29年度から国、県では、この表にかかわらず、多子世帯、ひとり親世帯等の軽減をしています。

国＝多子世帯で年収約360万円未満相当世帯については、多子計算に係る第1子の年齢制限を廃止し、第2子半額、第3子以降無料。市町村民税非課税世帯の第2子無料。

ひとり親世帯等の年収約360万円未満相当世帯は、第1子を市町村民税非課税世帯並みに軽減、第2子以降無料。※ひとり親等世帯とは、母子世帯等・在宅障害児(者)のいる世帯・困窮世帯

県＝第2子以降の3歳未満児園児で、国基準5階層まで世帯の利用者負担額について、3歳になるまでの間県事業として無料。(町半分負担) なお、町の事業で3歳児になった年度中は無料になります。

## 【身延町独自の保護者負担軽減について】

身延町では、国が示す「利用者負担の水準」とは別に「身延町保育所利用者負担額表」を定め、国の水準との差額を町で負担することにより、保護者の負担を軽減しています。また経過措置として、平成26年度入園園児が継続して通園する場合、廃止された控除(年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除)を控除額に上乗せして市町村民税所得割を算出しています。

さらに平成28年度から子育て世代が安心して暮らせる支援の充実として、階層区分第2階層から第7階層までに認定された世帯の第2子以降の保育所利用者負担額の無料化を実施しています。

## 平成31年度 身延町教育標準時間(1号)認定利用者負担額表(案)

単位:円

階層区分		階層区分を決定する基準	利用者負担月額
国	町		
第1階層	第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0 国水準 0
第2階層	第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む)	ひとり親等の世帯 国水準 0
			ひとり親等の世帯 以外の世帯 国水準 3,000
第3階層	第3階層	市町村民税所得割額 77,100 円以下	ひとり親等の世帯 国水準 3,000
			ひとり親等の世帯 以外の世帯 国水準 14,100
第4階層	第4階層	77,101 円以上 211,200 円以下	14,300 国水準 20,500
			20,500 国水準 25,700
第5階層	第5階層	211,201 円以上	20,500 国水準 25,700

◆ 階層区分は、保護者(父母又はその児童を扶養している祖父母等の家計の主宰者)の市町村民税を基に決定します。(4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当該年度分の市町村民税から決定)

※ 世帯の状況により、同居している祖父母等の市町村民税も、算定対象に含めます。

◆ 負担額の算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除及び寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く)は適用されません。

平成29年度から国では、この表にかかわらず、多子世帯、ひとり親世帯等の軽減をしています。多子世帯で年収約360万円未満相当世帯については、多子計算に係る第1子の年齢制限を廃止し、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

ひとり親世帯等で年収約360万円未満相当世帯は、第1子3,000円、第2子以降無料。

第3階層のその他の世帯第では第1を14,100円、第2子を半額としています。

ひとり親世帯等とは(市町村民税非課税世帯のうち、母子世帯等・在宅障害児(者)のいる世帯・困窮世帯)

### 【身延町独自の保護者負担軽減について】

身延町では、国が示す「利用者負担の水準」とは別に「身延町教育標準時間(1号)認定利用者負担額表」を定め、国の水準との差額を町で負担することにより、保護者の負担を軽減しています。

**3歳から5歳までの子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償化されます。**

**消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すとされています。**

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速することとされました。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すとされています。具体的な手続き等については、現在検討が行われているところです。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料が無償化されます。
  - \* 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化されます(上限月額2.57万円)。
  - \* 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。
  - \* 幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化されます。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところです。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

### 【対象となる施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒し、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めます。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含まれます。

## 認可外保育施設等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料が無償化されます。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

### 【対象となる施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とします。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

## いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料が無償化されます。
  - \* 3歳から5歳が対象です（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっています）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。



②利用を希望する期間等、利用を希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	月 曜日から 金 曜日まで		7 時 30 分から 18 時 30 分まで
利用を希望する施設（事業者）	施設（事業者）名	希望理由	事業所番号(※3)
	第1希望 ● ○ 保育所（園）	自宅に近く、姉も通っているため。	

表面「保育の希望の有無」欄で「有」に○をした方のみ記入してください。  
 該当する理由に し、その理由を証明する書類を添付してください。  
 なお、「求職活動」の場合は3か月間、「育児休業」の場合は育児休業終了月の翌月までの認定となりますのでご注意ください。

保育の利用を必要とする理由(※4)	続柄	必要とする理由	備考
	父	【事由】(主なものに一つ <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。) <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
母	【事由】(主なものに一つ <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。) <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

(※4) 保育の利用が必要なことを証する書類を添付してください。

\*\*\*\*\* 【記入はここまで】 \*\*\*\*\*

\*町記載欄

受付年月日	平成 年 月 日	
認定の可否 <input type="checkbox"/> 可 ( 年 月 日 認定 ) <input type="checkbox"/> 否 (理由: )	認定者番号	認定区分等 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 ( <input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短 ) <input type="checkbox"/> 3号 ( <input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短 )
支給(入所)の可否 <input type="checkbox"/> 可 【 <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型】 <input type="checkbox"/> 否 (理由: )		支給(利用)期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
入所施設(事業者)名		
<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 小(家)居(保) <input type="checkbox"/> 認定こども園 ( <input type="checkbox"/> 連 ) <b>記入は不要です。</b>		
備考	認定担当者	入力担当者

\*\*\*\*\*

\*施設記載欄(施設(事業者)を經由して町に提出する場合)

受付年月日	平成 年 月 日
施設(事業者)名	
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	<input type="checkbox"/> 有 【 <input type="checkbox"/> 契約 <input type="checkbox"/> 内定 (H 年 月 日契約(内定))】 <input type="checkbox"/> 無
備考	

**【記載例】**

就 労 ( 内 定 ) 証 明 書

(お勤めの方)

(あて先)身延町長

保護者記入欄 ※※	保育所(園)名	児童氏名	就労者と児童との続柄 ※いずれかに○	整理番号
	● ○ 保育所(園)	身 延 美 香	⊙ 父 ・ 母 ・ その他( )	
	" 保育所(園)	身 延 さ く ら	下記就労先への通勤時間 (児童の送迎を含まない)	
就労時間及び通勤時間の合計で「保育の必要量」(5ページ参照)を認定しますので、必ずご記入ください。			片道 20 分	

就労証明書は保護者1人につき1部の提出で結構です。  
 就労証明書を提出される場合は第1希望の保育所(園)名を記入してください。

以下、事業所記入欄 (自営業又は農業に従事している場合は、記入のうえ、地区の民生委員の証明を受けてください。)

下記の者について、次のとおり就労(内定)していることを証明します。

就 労 先 記 入 欄	就 労 者 氏 名	身 延 太 郎	住 所	身延町切石117-1	
	採 用 年 月 日	昭和・平成 21 年 4 月 1 日 (採用済・採用予定)			
	雇 用 形 態	常勤・非常勤・パート・派遣・自営業・内職・農業・その他( ) <small>[派遣の場合 派遣期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日・期間未定)]</small>			
	実 際 の 勤 務 地	※証明欄の事業所所在地と実際の勤務地が異なる場合に記入してください。 所在地: 名称: 電話 ( )			
	仕 事 内 容	商品管理、パソコン入力等			
	就 労 時 間	9 時 00 分～ 17 時 00 分 ( 8 時間 00 分/うち休憩 1 時間 00 分) <small>産休・育休中の方は、復職後の予定を、就労実績のない方(内定の方)は、就労予定日以降の予定を記入してください。                  ※不規則勤務の場合、標準的な(目安となる)就労時間を記入してください。記入できない場合、下欄に詳細を記入していただくか、直近のシフト表等、勤務実績の分かる資料を添付してください。                  [不規則勤務状況詳細記入欄]</small>			
	就 労 日 数	週・月 5 日 ※不規則勤務の場合、週または月の平均を記入してください。			
	定 休 日	月・火・水・木・金・土・日・不定休(週・月 日)			
	給 与 形 態	月給制・時給(日給)制・歩合制・その他( )			
	直近3か月の勤務日数	・有給休暇を含んだ、記入月直近3か月の就労実績を記入してください。 ・就労実績のない方(内定の方)は、就労予定日以降3か月の予定を記入してください。 ・産休・育休中の方は、産休育休取得前3か月の実績を記入してください。			
		勤 務 月	8 月	9 月	10 月
		勤 務 日 数	21 日	20 日	22 日
産休・育休の取得 (予定含む)	無・有	<input type="radio"/> 出産日または出産後...年 <input type="radio"/> 育児休業期間(産後...年)			
事業所所在地:	身延町梅平2483-36			証明日: 平成 30 年 11 月 14 日	
事業所名称:	(株)△△△			記入・証明担当者名: ◆◆◆◆	
代表者名:	代表取締役 ○○○○			連絡先電話番号:	
電話番号:	0556 ( 62 ) 1111			0556 ( 36 ) 0011	
	社印 又は 代表者印 ※押印無き場合無効			※内容について確認させていただく場合があります。	

この証明書は、保育の実施を希望する児童の保護者が、就労により家庭において必要な保育を行うことが困難であることを確認するための書類です。  
 ・記入にあたっては、ボールペン(消えるボールペン不可)を使用してください。  
 ・証明内容を訂正する場合は、修正液等を用いず、訂正箇所を二重線で抹消し、訂正印を押印してください。  
 ・採用予定の方は、採用後、採用済の証明書を提出してください。  
 ・代表者(証明者)は原則事業主としますが、就労内容を証明できる職責のある方でも結構です。

**【記載例】**

就 労 ( 内 定 ) 証 明 書

( 自 営 業 の 方 )

(あて先)身延町長

保護者記入欄	保育所(園)名	児 童 氏 名	就労者と児童との続柄 ※いずれかに○	整理番号
	● ○ 保育所(園)	身 延 美 香	(父)・母・その他( )	
	" 保育所(園)	身 延 さ くら	下記就労先への通勤時間 (児童の送迎を含まない)	
※※	就労時間及び通勤時間の合計で「保育の必要量」(5ページ参照)を認定しますので、必ずご記入ください。			片道 25 分

就労証明書は保護者1人につき1部の提出で結構です。  
就労証明書を提出する場合は第1希望の保育所(園)名を記入してください。

以下、事業所記入欄 (自営業又は農業に従事している場合は、記入のうえ、地区の民生委員の証明を受けてください。)

下記の者について、次のとおり就労(内定)していることを証明します。

就 労 先 記 入 欄	就 労 者 氏 名	身 延 太 郎	住 所	身延町切石117-1
	採 用 年 月 日	昭和・平成 18 年 4 月 1 日 (採用済・採用予定)		
	雇 用 形 態	常勤・非常勤・パート・派遣・自営業・内職・農業・その他( ) 〔派遣の場合 派遣期間(平成 年 月 日～平成 年 月 日・期間未定)〕		
	実 際 の 勤 務 地	※証明欄の事業所所在地と実際の勤務地が異なる場合に記入してください。 所在地: 身延町常葉1093 名 称 : ▼▲ 旅 館 電話 0556(36)0011		
	仕 事 内 容	調理・清掃		
	就 労 時 間	7 時 30 分～15 時 30 分 ( 8 時間 00 分/うち休憩 1 時間 00 分) ※不規則勤務の場合、標準的な(目安となる)就労時間を記入してください。記入できない場合、下欄に詳細を記入していただくか、直近のシフト表等、勤務実績の分かる資料を添付してください。 〔不規則勤務状況詳細記入欄〕		
	就 労 日 数	週・月 25 日 ※不規則勤務の場合、週または月の平均を記入してください。		
	定 休 日	月・火・水・木・金・土・日・不定休(週・月) 5 日)		
	給 与 形 態	月給制・時給(日給)制・歩合制・その他( )		
	直近3か月の勤務日数	・有給休暇を含んだ、記入月直近3か月の就労実績を記入してください。 ・就労実績のない方(内定の方)は、就労予定日以降3か月の予定を記入してください。 ・産休・育休中の方は、産休育休取得前3か月の実績を記入してください。		
	勤 務 月	8 月	9 月	10 月
	勤 務 日 数	27 日	26 日	24 日
産休・育休の取得 (予定含む)	無・有	地区の民生委員の証明を受けてください。 証明日も必ず記入してもらってください。		
事業所所在地:	身延町切石350			証明日: 平成 30 年 11 月 14 日
事業所名称:	民生委員			記入・証明担当者名:
代表者名:	中 富 次 郎			連絡先電話番号:
電話番号:	0556 ( 42 ) 2111			( )
	※押印無き場合無効			※内容について確認させていただく場合があります。

この証明書は、保育の実施を希望する児童の保護者が、就労により家庭において必要な保育を行うことが困難であることを確認するための書類です。  
 ・記入にあたっては、ボールペン(消えるボールペン不可)を使用してください。  
 ・証明内容を訂正する場合は、修正液等を用いず、訂正箇所を二重線で抹消し、訂正印を押印してください。  
 ・採用予定の方は、採用後、採用済の証明書を提出してください。  
 ・代表者(証明者)は原則事業主としますが、就労内容を証明できる職責のある方でも結構です。

## 【記載例】

平成 30 年 11 月 14 日

(あて先) 身延町長

(申立人) 住 所 身延町 切石117-1

氏 名 身 延 花 子

児童との  
続 柄 母

身  
延

看護（介護）申立書

私は、次のとおり看護（介護）しているため、保育できないことを申し立てます。

看護（介護）を 受けている方	氏 名	下 部 登 介護者との続柄（ 父 ）
	生年月日	明治・大正 20 年 3 月 4 日 昭和・平成
	住 所 (別居の場合)	身延町飯富2241-75
	看護（介護） 開始時期	昭和 ・ 平成 27 年 12 月頃
看護（介護） の状況	1月あたり 25 日程度 1日あたり 9 時間（ 8 : 00 ~ 17 : 00 ）	
	(※ 具体的な介護の状況を記入してください。)	
	父は要介護3の認定を受けており、食事と着替え、オムツ	
	交換や手足のリハビリマッサージ、病院への付き添いなど、	
	生活全般に介護が必要である。自宅には母がいるが、足が	
	悪く父の面倒を見ることができないため、木曜日のヘルパー	
	の訪問介護時以外は、私が訪問し介護している。	
「看護(介護)申立書」は、申請書類に同封しておりません。 必要な方は送付しますので、ご連絡ください。		

※ 看護（介護）を要することが確認できる種類（看護（介護）を要する方の診断書又は障害者手帳の写し又は介護保険被保険者証（介護認定を受けている場合）の写し等）を添付してください。

# 身延町病児・病後児保育のご案内

身延町では、仕事などの都合により、病氣中・病氣回復期にあるお子さんの育児がご家庭でできない方のために、医療機関に併設された保育施設で一時的に預かる事業を実施しています。

「子どもが病氣だけど、仕事でみる人がいない・・・」というような時には、ぜひご利用ください。

## 対象児童・利用条件

- 対象児童は、次の①～③のすべてに該当するお子さんです。
  - ① 生後6か月から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子さん
  - ② 身延町にある世帯または保護者が身延町内の事業所に勤務している世帯のお子さん
  - ③ 当面の病状の急な悪化が認められない場合または病氣の回復期にある場合で、他のお子さんとの集団生活が困難なお子さん。

### ●利用の条件

保護者の勤務の都合、傷病や事故、冠婚葬祭など社会通念上やむを得ない事情により一時的に家庭での保育ができないこと。

※病児・病後児保育の利用期間は、1回あたり連続して7日以内（保育室が休みの日を除く）を原則としています。年間の利用回数制限は、ありません。

## 利用料

- お子さん1人1日当たりの利用料は次のとおりです。

【身延町内・町外（県内）に住民票のある世帯の方】

・生活保護世帯、前年度住民税非課税世帯 無料

【上記以外の世帯の方】

・町内の世帯	2,000円
・町外（県内）の世帯	2,500円
・町外（県外）の世帯	4,000円

※利用料のほか、保育に必要な実費相当額を負担していただく場合があります。



## 保育施設（平成30年10月現在）

### ●飯富病院 病児・病後児保育室

所在地：飯富1628番地 峡南ケアホームいいとみ4階

電話番号：0556-42-2322

定員：3名 保育時間：午前8時30分～午後6時

休み：土曜・日曜・祝日、年末年始

## 利用の流れ

### ① 利用登録

ご利用にあたっては、お子さんを安全かつスムーズにお預かりするため、事前登録をお願いしています。登録手数料は無料です。

登録申請書は、すこやかセンター、役場身延支所・下部支所、町内保育所(園)、保育施設にあります。登録申請書を身延町役場に提出し、病児・病後児保育事業の利用登録決定を受けてください。

#### ≪ 身延町内に住民票がある方への重要事項 ≫

平成 30 年度住民税の課税状況により、利用料が異なります。平成 30 年度住民税が課税されていない世帯で、平成 30 年 1 月 1 日において身延町外に住民票があった方は、世帯の非課税証明書を添付してください。

### ② 主治医の診察

かかりつけの医師の診察を受けてください。病気の回復期に至っていない状態で保育室を利用する場合は、「連絡票」が必要となりますので、かかりつけの医師に記入してもらってください。

### ③ 電話予約（予約受付時間：平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時）

保育施設に電話にて利用日当日の受け入れが可能か確認し、予約してください。お子さんの病状や利用時間などをお伝えください。

利用予定日の前日までにご連絡ください。また、保育施設が休みの日は、予約の受付ができません。利用日当日の予約については、保育施設にお問い合わせください。

### ④ 利用申込

利用初日に次の書類を保育施設に直接持参して、利用申込をしてください。

- ・利用申込書
- ・連絡票（お子さんの状態が病気の回復期に至っていない状態の場合）
- ・登録決定通知書
- ・お子さんの健康保険証、子育て支援医療費助成金受給資格者証

### ⑤ 保育室入室

お迎えの時刻まで、保育室でお子さんをお預かりします。

【当日の持ち物】処方された薬、昼食、着替え、パジャマ、ビニール袋など  
(予約時に必要な持ち物を保育施設にご確認ください)

※保育中に必要と認める場合は、併設された医療機関でお子さんの診察を行う場合があります。

#### 身延町役場子育て支援課 子育て支援担当

〒409-3304 身延町切石 117-1 ☎0556-20-4580 (直通)

ウェブページ <https://www.town.minobu.lg.jp/kenko/kosodate/byoji-byogoji.html>